

久喜市水道事業の設置等に関する条例及び久喜市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 8 月 1 7 日

久喜市長

貴志 信雄

久喜市条例第 2 2 号

久喜市水道事業の設置等に関する条例及び久喜市下水道事業  
の設置等に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

久喜市水道事業の設置等に関する条例及び久喜市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

- (1) 久喜市水道事業の設置等に関する条例(平成22年久喜市条例第47号)第5条
- (2) 久喜市下水道事業の設置等に関する条例(平成28年久喜市条例第49号)第5条

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。